

平成22年12月6日判決言渡

平成20年第683号 工事差止等、諫早湾西工区前面堤防工事差止等請求控訴事件

控訴人となっている1審原告	松藤文豪 ほか50名（控訴人1審原告）
被控訴人となっている1審原告	荒木国公 ほか48名（被控訴人1審原告）
1審被告（控訴人兼被控訴人）	国

### 判 決 要 旨

#### 【事案の概要】

本件は、

- ① 主位的に、1審原告らが、1審被告が設置した諫早湾干拓地潮受堤防（本件潮受堤防）により環境悪化及び漁業被害が生じたとして、1審被告に対し、漁民原告ら（漁民である1審原告ら）については、漁業権又は漁業を営む権利としての妨害予防請求権及び妨害排除請求権、人格権、環境権並びに自然享有権に基づき、市民原告ら（漁民ではない1審原告ら）については、人格権、環境権及び自然享有権に基づき、本件潮受堤防の撤去を求め、
- ② 予備的に、漁民原告らのうち諫早湾内及びその近傍場において漁業を営むと主張する者（被控訴人1審原告ら全員及び控訴人1審原告らのうち9名を含む。）が、本件潮受堤防により上記海域において漁業被害が生じたとして、1審被告に対し、漁業を営む権利としての妨害予防請求権及び妨害排除請求権等に基づき、本件潮受堤防の北部及び南部各排水門（本件各排水門）の常時開放を求めるなどした事案である。（慰謝料請求もされているが、原審及び当審でいずれも認められておらず、以下省略する。）

原審は、①1審原告らの本件潮受堤防の撤去請求をいずれも棄却し、②被控訴人1審原告らの本件各排水門の常時開放請求について、本判決確定の日から3年を経過する日までに、防災上やむを得ない場合を除き、本件各排水門を開放し、以後5年間にわたってこれを継続することを求める限度で認容し、その余をいず

れも棄却し、予備的請求をしていた他の者の請求をいずれも棄却した。

控訴人1審原告ら及び1審被告は、原判決を不服として、控訴した。

### 【当裁判所の判断】

#### 1 漁業を當む権利（漁業行使権）に基づく妨害予防請求及び妨害排除請求の可否

漁業行使権は、漁業権そのものではないが、単なる操業請求権にとどまらず、漁業権から派生する権利として、漁業権が物権とみなされる（漁業法23条1項）のと同様に、物権的性格を有し、第三者がその権利の存在を争い又は権利行使の円満な状態を侵害したときには、組合員はその第三者に対し、妨害予防請求権や妨害排除請求権を行使することができる。

#### 2 人格権、環境権及び自然享有権に基づく請求の可否

上記請求は、原判決が述べるとおり、いずれも認められない。したがって、市民原告らの請求は、その余の点について判断するまでもなく、いずれも認められない。

#### 3 漁業被害の有無及び本事業（国営諫早湾土地改良事業としての土地干拓事業）と漁業被害との間の因果関係の有無

(1) 有明海のうち、諫早湾及びその近傍部を除く海域については、現時点では、本事業と環境変化との関係を高度の蓋然性をもって認めることができない。したがって、漁業被害の有無について判断するまでもなく、上記海域における漁業行使権に基づく1審原告ら（予備的請求をしていない漁民原告ら）の請求はいずれも認められない。

(2) 予備的請求に係る1審原告ら（被控訴人1審原告ら全員及び本判決別紙1記載34番から42番までの控訴人1審原告ら）の漁業被害（漁業行使権侵害）の有無

ア 漁業行使権に基づく妨害排除請求権が発生するためには、漁業行使権が侵害されている状態（漁業被害）が発生していることを要する。

漁業被害の発生が認められるためには、当該漁業行使権の基礎となる漁業

権の免許がされた漁場内において、同漁業権の内容となっている漁獲物について、漁獲量の有意な減少等が認められなければならないが、他方、これが認められれば漁業行使権という権利が侵害されているというに十分であり、個別の漁業行使権者の漁獲量が実際に減少していること等を要しない。

イ これを本件についてみると、予備的請求に係る1審原告らが属している漁協が諫早湾湾口部及びその近傍部に有している漁業権の内容となる漁獲物には魚類が含まれている。そうであるところ、本件潮受堤防締切り後に、諫早湾及びその近傍部における魚類の漁獲量が有意に減少していることが認められる。したがって、予備的請求に係る1審原告らについて、漁業被害の発生が認められる。

### (3) 本件事業（本件潮受堤防の締切り）と漁業被害との間の因果関係

ア 訴訟上の因果関係の立証は、一点の疑義も許されない自然科学的証明ではなく、経験則に照らして全証拠を総合検討し、特定の事実が特定の結果発生を招來した関係を是認し得る高度の蓋然性を証明することであり、その判定は、通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信を持ち得るものであることを要し、かつ、それで足りる。

イ 謳早湾においては、本件潮受堤防の締切りによって1550haもの干潟が消失したものである。また、諫早湾及びその近傍部においては、本件潮受堤防の締切りによって、潮汐及び潮流速が減少しており、成層度が強化し貧酸素水塊の発生が促進されている可能性が高い（さらに、赤潮の発生が促進されている可能性もある。）。すなわち、諫早湾及びその近傍部においては、本件潮受堤防の締切りによって、魚類資源の減少に関与する可能性のある要因が複数生じた可能性が高い。

ウ この点、1審被告は、漁獲量の減少は全国的な傾向であり、また漁獲量の減少には閉鎖性海域に共通の要因が存在するから、諫早湾近傍場における漁獲量の減少も、全国的な漁獲量の減少や閉鎖性海域のそれと共に要因によ

るものと考えられ、本件潮受堤防の締切りがその要因ではないと主張する。

しかし、諫早湾においては、本件潮受堤防の締切り後、全国的な傾向よりもはるかに急激に漁獲量が減少しており、同じ閉鎖性海域である八代海よりも急激に漁獲量が減少しているというべきである。

また、1審被告は、本件潮受堤防の締切り以外の有明海特有の要因も存在すると主張するが、それらの要因による漁業被害発生の可能性は抽象的なものにすぎない。

エ 以上を総合すると、本件潮受堤防の締切りによって予備的請求に係る1審原告らの漁業被害が発生した蓋然性が高いというべきであり、経験則上、本件潮受堤防の締切りと上記漁業被害との間の因果関係を肯定するのが相当である。

なお、上記漁業被害の発生には本件潮受堤防の締切り以外の原因も競合した可能性は否定できないが、そうであるからといって本件潮受堤防の締切りと上記漁業被害との間の因果関係が否定されるものではない。

#### 4 本件潮受堤防の締切りの違法性

漁業行使権に基づく妨害排除請求権の行使が認められるためには、漁業行使権の侵害状態が客観的に違法と評価されるものでなければならない。

これを本件についてみると、①本件潮受堤防を撤去すると、これが果たしていき高潮時の防災機能及び洪水時の防災機能がすべて失われることとなるから、本件潮受堤防の撤去請求（主位的請求）を認めるに足りる程度の違法性は認められない。

他方、②予備的請求に係る1審原告らは、生活の基盤にかかわる権利である漁業行使権に対する高度の侵害を受けているのに対し、本件潮受堤防の防災機能は限定的なものであり、現時点において、本件干拓地における営農にとって本件潮受堤防の締切りが必要不可欠であるなどともいえない。また、本件各排水門を常時開放しても、防災上やむを得ない場合にこれを閉じることによって、その防災

機能を相当程度確保することができる。さらに、現時点において、本件各排水門を常時開放することによって過大な費用を要することとなるなどの事実は認められない。以上によれば、予備的請求に係る1審原告らの本件各排水門の常時開放請求（予備的請求）を、防災上やむを得ない場合を除き常時開放する限度で認めると足りる程度の違法性は認められる。

5 ただし、本件潮受堤防が果たしている洪水時の防災機能及び排水不良の改善機能等を代替するための工事に3年程度要するとされていることにかんがみると、判決確定の日から3年間は本件各排水門の開放を猶予するのが相当である。

また、現時点においては、本事業が諫早湾及びその近傍部を含む有明海の環境に及ぼす影響がすべて解明されたとはいはず、将来的に、漁業行使権の妨害を回避する措置として本件各排水門の常時開放よりも適切なものが発見、開発され、上記請求権の成否及び内容を基礎付ける事実関係が変動する可能性がある。そこで、予備的請求は一定の期限付きで認めるのが相当であり、その期限は、本件各排水門の開放後干潟生態系が淡水域から海域の生態系に移行するのに最低2年を要するほか、その後に実施する調査も年による降雨の違いなど気象の変動を考慮すれば複数年の調査が必要であると認められることなどを考慮して、5年間とするのが相当である。

以上の次第で、予備的請求に係る1審原告らの予備的請求は、漁業行使権に基づき、判決確定の日から3年を経過する日までに、防災上やむを得ない場合を除き、本件各排水門を開設し、以後5年間にわたってこれを継続することを求める限度で認められる。

6 よって、原判決中本判決別紙1控訴人1審原告目録記載34番から42番までの控訴人1審原告らに関する部分を変更し（これらの1審原告らについては原審では漁業行使権侵害が認められなかったが、当審はこれを認めたものである。）、その余の控訴人1審原告ら及び1審被告の控訴をいずれも棄却する。

福岡高等裁判所第1民事部